



長野県報

3月10日(月)
令和7年
(2025年)
第590号

目次

条例

信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例（調査課）…………… 1

告示

長野県登山安全条例に基づく指定登山道の区間の一部変更（山岳高原観光課）…………… 4

平成16年長野県告示第102号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限）の一部

改正（建築住宅課）…………… 4

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 4

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（6件）（産業立地・IT振興課）…………… 5

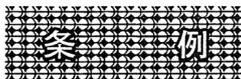
県営緊急防災工事計画の策定及び縦覧（農地整備課）…………… 12

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（4件）（都市・まちづくり課）…………… 12

本号で公布された条例のあらまし

◇ 信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例（条例第4号）

- 県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、及び森林資源の循環利用の確立による林業、木材産業等の持続的な発展を図り、もって地域内の経済循環の活性化及び脱炭素社会の実現に寄与することを目的として、県産材の利用の促進について、基本理念、施策の基本的事項等を定めました。
- この条例は、公布の日から施行します。



信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例をここに公布します。

令和7年3月10日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第4号

信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例

長野県は、森林面積が県土の約8割を占める全国有数の森林県であり、県民は、古くから森林の恵みを享受し、住まいや日用品に木を取り入れることで、森林資源を生かした快適で潤いのある暮らしを営んできた。

木材、特に、信州の森で育まれた県産材を利用することは、林業をはじめとする産業の健全な発展、ひいては、地域経済の活性化に資するだけでなく、主伐及び再造林を通じた森林の若返りと災害に強い森林づくりに寄与するものであり、さらには、二酸化炭素固定量の増加を通じて脱炭素化にも貢献することから、安定的かつ持続的な利用の確立が重要な課題となっている。

しかしながら、近年は、住宅等の様々な分野において木材に代わる素材が利用されているほか、外国産の木材との競合や担い手不足を背景として、林業、木材産業等を取り巻く環境は厳しさを増しており、県産材の利用についても十分とは言えない状況にある。

本県では、これまで「長野県ふるさとの森林づくり条例」の制定をはじめ、県産材の供給源である森林の整備及び保全に取り組んできたが、県内の人工林が本格的な利用期を迎えている今こそ、森林所有者や林業事業者はもとより、木材産業事業者や建築関係事業者、

土木関係事業者に対する支援を充実させ、併せて、県民への普及啓発等に取り組むことで、県産材のより一層の利用の促進を図る必要がある。

このような認識に基づき、ふるさと信州の豊かな森林と環境を守るという決意の下、林業、木材産業等の発展、地域内経済循環の活性化とともに、県産材の利用の促進を通じた脱炭素社会の実現に向け、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、県民共通の財産である県産材の利用の促進に関する実効性ある施策を強力に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県産材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、及び森林資源の循環利用の確立による林業、木材産業等の持続的な発展を図り、もって地域内の経済循環の活性化及び脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産材 県内で生産された木材をいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 公共建築物 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第2条第2項に規定する公共建築物をいう。
- (4) 土木施設 河川施設、砂防施設、道路施設、上下水道施設、公園施設、土地改良施設、治山施設等をいう。
- (5) 公共土木施設 地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する土木施設をいう。
- (6) 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者(国及び市町村を除く。)をいう。
- (7) 林業事業者 森林施業(造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。)の事業を行う者をいう。
- (8) 木材産業事業者 製材その他の木材の加工(第17条において「木材の加工」という。)又は木材の流通の事業を行う者をいう。
- (9) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- (10) 土木関係事業者 土木施設の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- (11) その他事業者 林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び土木関係事業者以外の事業者をいう。

(基本理念)

第3条 県産材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 木材の流通における川上から川中、川下までの林業、木材産業等を持続可能な産業として振興すること。
- (2) 地域の豊かな森林資源を有効活用する取組を通じて、多様な産業の発展を図るとともに、県産材の需要を喚起し、地域内の経済循環を活性化すること。
- (3) 森林資源の循環利用により、二酸化炭素の吸収及び固定化を通じた脱炭素化のための取組を効果的に推進すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を円滑に進めるため、市町村との緊密な連携に努めるものとする。

2 県は、市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策の効果的な推進に資するため、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、県産材の利用の意義について理解を深めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第7条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第8条 林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の整備及び保全、県産材の安定供給並びに人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第9条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産材の有効利用、安定供給及び品質確保、新しい技術の開発及び導入並びに人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第10条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産材の利用の促進、県産材に係る知識の習得、木造建築技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土木関係事業者の役割)

第11条 土木関係事業者は、基本理念にのっとり、県産材の利用の促進、県産材に係る知識の習得、土木技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(その他事業者の役割)

第12条 その他事業者は、基本理念にのっとり、県産材の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第13条 知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な方針を定めなければならない。

2 前項の基本的な方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 県産材の利用の促進に関する方針

(2) 県産材の利用の促進に関する施策

(県による県産材の率先利用)

第14条 県は、県が整備する公共建築物及び公共土木施設の整備等に当たっては、自ら率先して県産材の利用に努めなければならない。

(建築物における県産材の利用の促進)

第15条 県は、市町村、一部事務組合及び広域連合並びに民間事業者が整備する公共建築物における県産材の利用を促進するために支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、木造住宅をはじめとする公共建築物以外の建築物における県産材の利用を促進するため、脱炭素化に配慮した支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(建築物以外における県産材の利用の促進)

第16条 県は、建築物以外における県産材の利用を促進するため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

(1) 市町村、一部事務組合及び広域連合が整備する公共土木施設における県産材の利用の促進に関すること。

(2) 県産材製品(県産材を使用した製品をいう。第18条において同じ。)の利用の促進に関すること。

(3) 県産材の木質バイオマス(動植物に由来する有機物である資源(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。)のうち木に由来するものをいう。)としての利用の促進に関すること。

2 県は、民間事業者が整備する土木施設における県産材の利用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(県産材の安定供給の促進)

第17条 県は、県産材の安定的かつ持続的な供給を確保するため、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者等による森林資源の循環利用に向けた取組の促進、木材の加工及び木材の流通に係る体制の整備への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産材及び県産材製品の産地づくり及び販路拡大)

第18条 県は、県産材及び県産材製品について、地域の特色を活かした産地づくりに努めるとともに、大都市圏における流通及び利用の促進その他の販路拡大のために必要な施策を講ずるものとする。

(県産材の利用による脱炭素化に向けた取組の推進)

第19条 県は、カーボンクレジット(温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出削減量及び吸収量を認証し、並びに活用する取組をいう。)の活用をはじめ、県産材の利用を通じた脱炭素化のための取組を推進するとともに、当該取組の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発等)

第20条 県は、県産材の利用を促進するため、林業及び木材産業に関わる新しい技術の研究開発、導入及び情報の収集に努めるとともに、その成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成)

第21条 県は、県産材の利用に関する助言及び支援を行うことができる専門人材その他の県産材の利用の促進に関わる人材の確保及び育成のために必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第22条 県は、子どもたちをはじめ、広く県民の県産材の利用に対する理解を深めるため、木育(二酸化炭素の吸収及び固定化による脱炭素化への貢献をはじめとする県産材の利用の意義その他森林及び林業に関して学ぶ活動をいう。)の推進、普及啓発等必要な施策を講ずるものとする。

(木材以外の林産物の利用の促進)

第23条 県は、第14条から前条までの規定を踏まえ、木材以外の林産物(食用に供されるものを除く。)の利用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第24条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の報告及び公表)

第25条 知事は、毎年、県が講じた県産材の利用の促進に関する施策の実施状況並びに当該施策の実施による二酸化炭素の吸収及び固定化への効果について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

調 査 課